



- 平成28年度税制改正要望に際し実施された評価書105件を点検
 [今年度の特徴]
 - ・ 多くの課題が残っていた「有効性」の点検に重点化
 - ・ 効果の算定根拠（計算式、出典など）を点検内容に追加
 - ・ 共同要望に係る評価書は主管省庁のみを点検
- 点検の結果、分析・説明が一定水準に達している評価書の割合は19.0%（20件）
 （注）当該割合：平成25年度14.1%、26年度16.1%
- また、租特透明化法等に基づき把握される情報を用いていない評価書は9件（平成26年度14件）

当初の評価書の点検結果	
一定水準に達しているもの	12
分析・説明が不十分なもの	93
うち 達成目標	58
うち 適用数・減収額等	77
うち 効果	81

各行政機関の補足説明

補足説明を踏まえた結果	
一定水準に達しているもの	20
分析・説明が不十分なもの	85
うち 達成目標	44
うち 適用数・減収額等	61
うち 効果	75

通知・公表

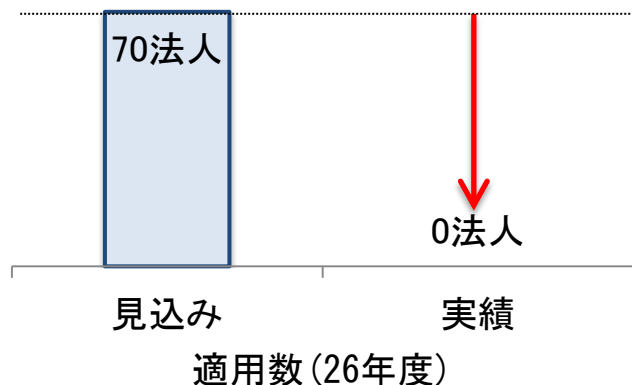
税制改正作業において活用

（注）1 要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない評価書については、「分析・説明が不十分なもの」に分類
 2 「分析・説明が不十分なもの」について、「達成目標」、「適用数・減収額等」又は「効果」に重複して該当する場合は、それぞれに計上したため、これらの合計は「分析・説明が不十分なもの」の件数に一致しない。

税制改正作業における点検結果の活用例

適用数に関する説明が不十分な例（僅少）

《内閣07》 国際戦略総合特区における所得控除制度の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）



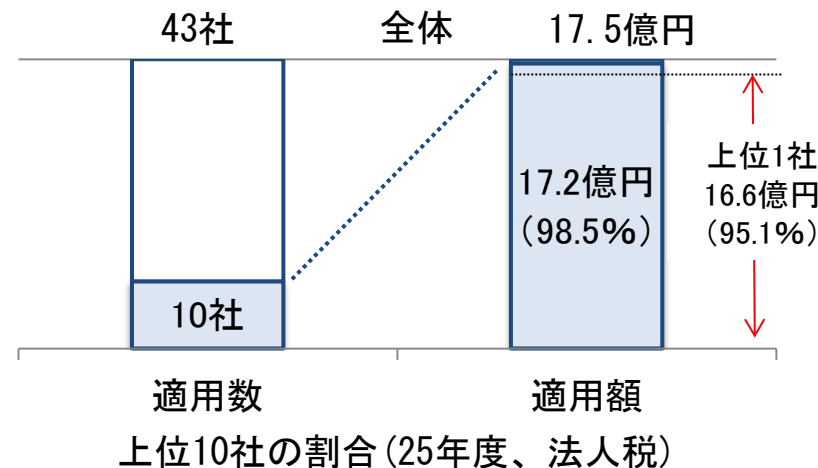
【総務省による点検結果】
適用数の実績が想定外に少ない租税特別措置等は、必要性や将来見込みの検証を徹底する必要があることから、これらの租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要



【税制改正の大綱における見直し】
適用期限の到来をもって廃止

適用額に関する説明が不十分な例（偏り）

《厚労05》 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長（法人税、所得税）



【総務省による点検結果】
租税特別措置等は税負担の公平の原則の例外であることから、これらの租税特別措置等については、想定外に一部の法人のみが恩恵を受けていないか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要



【税制改正の大綱における見直し】
対象資産を障害者が労働に従事する事業所にあるものに限定し、圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととする等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長



(参考) 租税特別措置等に係る政策評価・点検の仕組み

- 各行政機関は、税制改正要望に際して、租税特別措置等に係る政策評価を実施
[点検対象] 法人税（国税）、法人事業税・法人住民税（地方税）等
- 総務省は、有効性の観点から、政策評価書の内容を点検
[主な点検項目] ・ 達成目標が適切に設定されているか。
・ 減収額や効果が定量的に分析されているか。
(注) 租税特別措置等の要否そのものを判断しているものではない。
- 点検結果は、税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

【政策評価・点検の流れ】

